

京都市告示第374号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成27年9月18日

京都市長 門川大作

道路の種類            市道  
 供用開始の期日        告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
一条通	上京区元真如堂町356番地の1地先から	旧	メートル 8.70	メートル 5.75 ~ 5.95
	同区西之口町234番地地先まで	新	8.70	5.75 ~ 6.04
西洞院通	上京区元真如堂町358番地地先内	旧	3.00	5.30
		新	3.00	5.35 ~ 8.35
山科北花山 経17号線	山科区北花山六反田町24番地の16地先から	旧	20.80	6.10 ~ 6.20
	同町24番地の4地先まで	新	20.80	6.10 ~ 6.20
山科北花山 緯40号線	山科区北花山六反田町24番地の13地先から	旧	22.50	5.80
	同町24番地の25地先まで	新	22.50	6.00 ~ 6.01

山科御陵経 67号線	山科区北花山六反田町24番地の16地先 内	旧	5.90	4.10
		新	5.90	4.10 ~ 8.40
久我8号線	伏見区久我西出町7番地の71地先から 同町7番地の66地先まで	旧	6.40	1.80 ~ 5.00
		新	6.60	1.82 ~ 5.00
久我13号線	伏見区久我西出町7番地の71地先から 同町7番地の17地先まで	旧	23.30	1.00
		新	21.80	6.00

(建設局土木管理部道路明示課)